平成２２年（フ）第１４４０２号
東京都世田谷区太子堂１丁目９番10号
破産者　株式会社ウチダ工業所
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４２４号
千葉県千葉市中央区椿森１丁目26―４―205
破産者　橋本　良枝（旧姓大池）
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４５８号
東京都豊島区南大塚１丁目２番６号
破産者　株式会社サンスイ・テック住宅
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４８９号
東京都町田市図師町570番地31
破産者　株式会社オックス
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４９０号
静岡県駿東郡小山町大胡田845―１
破産者　小野田義之
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５２３号
東京都八王子市谷野町328番地の１
破産者　附田板金工業有限会社
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５２４号
東京都八王子市石川町251―１
破産者　附田　勇吉
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５２５号
東京都八王子市石川町251―１
破産者　附田姫佐枝
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５８６号
東京都江戸川区上一色３丁目13番８号
破産者　有限会社飯田工業
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５８７号
東京都江戸川区上一色３丁目13―８―３Ｆ
破産者　飯田　好正
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６２７号
千葉県館山市正木547
破産者　下田敏郎こと　黄　　石煥
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６４６号
東京都江戸川区東葛西７丁目11―８―401
破産者　箱田　育夫
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３４１号
東京都中野区白鷺１丁目６―32　佐藤荘２―２
破産者　平村　和俊
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６５３号
東京都品川区大井５丁目11―２―201
破産者　下田　愼一
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７５７号
東京都足立区東綾瀬１丁目24―２―604
破産者　市川　千秋
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８４９号
茨城県古河市東３丁目８―３―203
破産者　南　　昌子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９３４号
東京都東久留米市下里３丁目23―13―402
破産者　長谷川秀男
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９６７号
東京都足立区足立１丁目35―７―205
破産者　成木貞外志
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０２３号
千葉県千葉市緑区あすみが丘５丁目26―12
破産者　佐藤　隆三
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０９９号
東京都世田谷区豪徳寺２丁目９―８―202
破産者　藤井　絵麻
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２１１号
埼玉県戸田市喜沢２丁目32―１―107
破産者　大庭　　勝
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３５１号
東京都杉並区高円寺北３丁目２―３―205
破産者　片桐　秀和
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３８６号
東京都新宿区中落合２丁目５―28―102、開始決定時の住所東京都新宿区百人町３丁目21―14―Ｂ―306
破産者　伊東美代子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部